平成 30 年度第2回小金井市空家等対策協議会の主な意見と対応

(平成30年8月27日開催)

《2 市の空家等を取り巻く現状・課題》

	委員からのご意見	頁	対応
1	・現況の中に、地域別世帯数の推移がわかる地図を 追加してほしい。	p4	○過去 15 年の推移がわかるデータを 追加した。
2	・用途地域の出典が、国土数値情報(平成 23 年度)となっているが、最新版を出してもいいのではないか。	p9	○最新のデータに修正した。

《4 空家等の発生予防》

	 委員からのご意見	頁	対応
3	・ホームロイヤー契約について「特定の弁護士」と 「いつも同じ弁護士」は同じ意味あいであるた	p30	○ご指摘の通り修正した。
	め、後段は削除したらどうか。		
4	・不動産担保型生活資金の定義を記載してほしい。 特に「現在お住まいの自己所有」と「将来にわたって住み続けること」が重要なので、この文言は入れてほしい。・「詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。」と入れてほしい。	p31	○ご指摘の通り修正した。 【定義】「現在お住まいの自己所有の 不動産(土地・建物)に、将来にわ たって住み続けることを希望する低 所得の高齢者世帯に対し、その不動 産を担保として生活資金を貸付ける 制度です。」

《5 空家等の適正管理の促進》

	委員からのご意見	頁	対応
5	・家族信託の内容をどこかに記載してほしい。	p33	○財産管理委任契約の取組みの前に追加した。
7	・財産管理委任契約について、成年後見制度は既に 判断が鈍っている人をサポートするものであり、 成年後見制度と対比することが疑問に生じる。・成年後見制度は、後見人の裁量で財産を処分できないなどの問題があった。財産管理委任契約も家族信託も、そういうニーズから考え出されてきたものなので、成年後見制度と単純に比較するもの	p33	○成年後見制度との比較ではなく、財 産管理契約の使い勝手の良さを記述 するよう修正した。
8	ではない。 ・財産管理委任契約について、「司法書士等」に含まれると思うが、「司法書士・行政書士等」としてほしい。	p33	○ご指摘の通り修正した。

	委員からのご意見	頁	対応
9 10	 ・財産管理制度を利用している事例はあまりないのではないか。それを市の取組みとして活用していくのはどうなのか。 ・法改正で、相続財産管理人の申立者の中に、「自治体」を明文化するという方向性が提案されている。法改正されているのであれば、活用した方が良いと思う。 ・所有者不明土地に対して、相続登記の義務化、所有権の放棄の簡易化の2つの方向で法改正が検討されている。2018年度中に方向性を提示、2020年までに実施することになっているので、かなり空家を巡る法律が変わる 	p33 ~34	○所有者不明空家に対して、まずは行政情報等を活用して、所有者や管理者等を特定するよう努める。それでも見つからない場合の選択肢の一つとして、財産管理制度を記載する。 【活用実績】 ・平成27年度:13市区町村、14件・平成28年度:37市区町村、41件・平成29年度:42市区町村、56件
11	・実際にはそれ(平成 29 年度で 56 件)しか実績がない。不在者や相続人がいないケースが出てきた場合、市として申立するのかどうか。		
12	・制度が変わってもやらないわけにはいかない。法 に抵触しないものはやっていった方がいいと思 う。		

《6 空家等の利活用の促進》

	委員からのご意見	頁	対応
13	・空家等の利活用の検討について、「こうすれば空 家が使える」という言い方はできないか。	p36	○空家等の利活用に関しては、参考事例の蓄積を進め、個別の案件ごとに必要な対応を検討する。

《7 特定空家等への対応》

	委員からのご意見	頁	対応
14	・特定空家についてはもう少し先の議論になっているが、どういう組織をつくってどう手続きをしていくか、じっくり考えないといけない課題が沢山ある。将来的には必ずやる心積もりで検討を進めていただきたい。	p37	○ご指摘の通り専門部会等で特定空家 等の認定基準を策定する旨を記載し た。
15	・特定空家の判断は専門部会等の協議によることと なっているが、専門部会等で認定基準の策定をす ることを明確にしたほうが良いのではないか。		

《8 空家等対策における実施体制・相談体制》

	委員からのご意見	頁	対応
16	・弁護士会として力を入れているのは相談活動で、 空家問題に特化した相談窓口がある。また、東京 3弁護士会の多摩支部と各市とで、協力連携に関 する協定の締結が進んでいる。	p39 p41 ~42	○弁護士会及び税理士会と協定を平成 30年10月19日に締結したため、 協定内容や相談窓口を追加した。
18	 ・協定を結んでいる8団体の連絡窓口が書いてあるが、相談項目の欄は、計画の中身とリンクしていないと、スムーズな窓口というには不親切なのではないか。 ・例えばp28には、社会福祉協議会や行政書士、司法書士、弁護士等と連携、と記載されているが、連絡窓口が書かれていない。 ・相談窓口の趣旨として、相談窓口を出すのか、連携している団体の連絡先を出すのか。 	p41 ~43	○「関係機関・団体等との連携」については、原則として相談窓口を記載する。また、協定を結んでいない団体等についても、「その他連携先」として問合せ先を追加した。
19	・市民に周知徹底をするためには、市報やダイレクトメールなど、色々な方法がある。市では、お金のかからない方法を優先しているような気がするが、まちづくり推進課と地域安全課が協力して予算を捻出できれば、綿密な連絡ができるのではないか。・周知について、所有者は市外にいる場合もあるの	-	○イベントの周知については、市報の ほか、町会・自治会等を通して案内 を行う。
	で、検討していただきたい。		

《9 その他必要な事項》

	委員からのご意見	頁	対応
21	・将来、各関連部署がデータベースを共有できるよう、計画に書けなくても検討はしていただきたい。	p45	○データベースについては、総合窓口である地域安全課に集約し、必要に応じて関係各課へ情報提供を行う。 庁内関係部署が共有できるデータベースについては、今後も引き続き検討を行う。